

琵琶湖の保全及び再生に関する法律等のフォローアップについて

- 琵琶湖保全再生法(平成27年施行)には、「法律の施行の日から5年以内に、法律の施行の状況を踏まえ、必要な見直しを行う」旨の規定あり。
- 法律の施行状況を把握するため、施策ごとのフォローアップを実施するとともに、法の目的を達成するため、今後の施策の展開を検討していくことが必要。

■ 法律の概要

目的 (第1条)

国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全及び再生を図り、もって近畿圏における住民の健康な生活環境の保持と近畿圏の健全な発展に寄与し、あわせて湖沼がもたらす恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現に資する。

基本方針 (第2条)

国による支援 (第4条～第6条)

関係者の協力 (第7条)

琵琶湖保全再生推進協議会 (第8条)

琵琶湖保全再生計画 (第3条) [滋賀県]

国及び関係地方公共団体が講ずべき施策

- ・ 調査研究等(第9条)
- ・ 水質の汚濁の防止のための措置等(第10条)
- ・ 森林の整備及び保全等(第11条)
- ・ 湖辺の自然環境の保全及び再生(第12条)
- ・ 外来動植物による被害の防止(第13条)
- ・ カワウによる被害の防止等(第14条)
- ・ 水草の除去等(第15条)
- ・ 水産資源の適切な保存及び管理等(第16条)
- ・ 環境に配慮した農業の普及その他琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興(第17条)
- ・ エコツーリズムの推進等(第18条)
- ・ 湖上交通の活性化(第19条)
- ・ 景観の整備及び保全(第20条)
- ・ 教育の充実等(第21条)
- ・ 多様な主体の協働(第22条)
- ・ 資料の作成及び公表(第23条)

施行期日等 (附則)

2. この法律の施行の日から5年以内に、この法律の施行の状況を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

■ 法律の施行状況と法律等のフォローアップの実施について

これまでの取組

- ・平成28年11月15日 琵琶湖保全再生推進協議会(第1回)
- ・平成29年 3月30日 琵琶湖保全再生施策に関する計画の策定(滋賀県)
- ・平成29年 7月24日 琵琶湖保全再生推進協議会幹事会(第1回)
- ・平成30年 9月 7日 琵琶湖保全再生推進協議会幹事会(第2回)

**琵琶湖の保全・再生の状況及び
関連する施策の実施状況について把握**

- ・法施行後、国、滋賀県及び関係団体で取組、連携を強化
- ・法施行後の5年間で、琵琶湖の環境、生態系は改善されつつある
- ・水草の大量繁茂等の課題に対しては引き続き取組が必要

今後取り組むべき琵琶湖の課題に適切に対応し、法律の目的を達成するため、

①現行の取組がうまくいっているか、②新たな課題が生じていないか、といった視点により、法律等のフォローアップを実施し、引き続き、国、滋賀県及び関係団体で取組、連携を強化していく